(厚生労働委員会)

介 護 サー ビ スの 基 盤 強 化 の た め の 介 護 保険 法 等 の 部 を 改正する法 律 案 $\overline{}$ 閣 法 第五 〇号)(衆

議院送付)要旨

本 法 律 案 は、 高 낡 者 が 可 能 な 限 IJ 住 み慣 れ た 地 域 でそ の 有 する能 力 に 応 じ 自 立 L た日常生活 を営むことが

できるよう、 定 期 巡 回 • 随 時 対 応 型 訪 問 介 護 看 護 等 の 新 た な サ ĺ ビ ス 類 型 の 創 設、 保 険 料 率 の 増 加 の 抑 制 の

た め の 財 政 安定 化 基 金 の 取 崩 ŕ 介 護 福 祉 士 等 に ょ る た h の 吸 引 等 の 実 施 等 の 措 置 を 講 じ ようとする も の で

あ ı) そ の 主 な 内 容 は 次 の لح お IJ で あ る。

第一 介護保険法の一部改正

地 域 密 着 型 サ ĺ ビ スに 定 期 巡 回 随 時 対 応 型訪問 介護 看護」 及び「複合型サー ビス」 を 追 加する。

都 道 府 県 ば 平 成二十四 年 度 に 限 וֹ) 財 政 安 定 化 基 金 の 部 を 取 IJ 崩 すことができる。

第二 老人福祉法の一部改正

有 料老人亦 1 厶 等に お け る 利 用 者保 護 の た め の 規 定 を 創 設 する。

市 町 村及 び都 <u>;</u>道 府県は、 後 見等に !係る体 制 の 整 備 等に 努 め なければ ならな り

第三 健康保険法等の一部を改正する法律の一部改

正

介 護 療 養 型 医 療 施 設 に つ ١١ て、 平 成二十四 年四 月 日 の 時点で指定を受け て ١J るも の に つい ては、 平 成

三十年三月三十一 日 ま で の 間、 介 護 療 養 型 医 療 施 設 に 係 る 規 定 は、 な お そ の 効 力 を 有す ఫ్త

第 四 社 会福 祉士及 び 介 護 福 祉 士 法 等 の 部 改 正

介 護 福 祉 \pm 及 び 研 修 を 受け た 介 護 職 員 等 ば 診 療 の 補 助 کال て、 医 師 の 指 示 の 下 に た Ь の

吸引等を行

うことを業とすることができる。

介 護 福 祉 士 の 資 格 取 得 方 法 の 見 直 U に係っ る改正規 定 の施行期日 を、 平成二十四年四月 日から平 成二

十七年四月一日に変更する。

第五 施行期日

こ の 法 律は、 平 ・成二十四年四月一日から施行する。 ただし、 第三及び第四の二については、 公布の日か

ら施行する。

な ぉੑ 衆議 院 に おい て、 社会医療法人について、 特別養護老人ホー ム及び養護老人ホー ムの設置を可能と

する旨の規定を削除する等の修正が行われた。